

情報提供ネットワーク構築に関する細目協定

平成24年1月



情報提供ネットワーク構築に関する細目協定

国土交通省四国地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と高知県土木部長（以下「乙」という。）は、平成24年1月31日付で四国地方整備局と四国の各県が締結した「情報提供ネットワーク構築に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

（責任分界点）

第1条 甲及び乙は、協定第5条に基づく施設の責任分界点を別図のとおり定めるものとする。なお、施設の責任分界点を変更する必要がある場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（提供する映像情報等）

第2条 協定第2条に基づく映像情報等の種類は次のとおりとする。

- 一 国土交通省災害対策用ヘリコプターの映像情報
- 二 広域監視用CCTVの映像情報
- 三 衛星通信車及び可搬型衛星通信の映像情報
- 四 河川・砂防・海岸及び道路等に関する映像情報
- 五 河川・砂防・海岸及び道路等に関する気象・海象・水位情報等
- 六 通行規制・交通量等の道路情報

（共有する映像情報等）

第3条 協定第3条に基づく映像情報等の種類は次のとおりとする。

- 一 国（内閣府）の災害対策本部又は警戒本部（以下「災害対策本部等」という。）が収集した災害映像情報（映像に伴う音声その他の音響を含む）
 - 二 都道府県内に設置された国（内閣府）の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）が収集した災害映像情報（映像に伴う音声その他の音響を含む）
 - 三 災害対策本部等と現地対策本部との間のテレビ会議用映像情報（映像に伴う音声その他の音響を含む）
- 2 協定第4条に基づく映像情報等の活用については、次のとおりとする。
- 一 国土交通省四国地方整備局（以下「整備局」という。）から高知県へ伝送した前項一、二、三の配信及び活用に係る取扱いは、高知県及び内閣府の間で決めるものとする。
 - 二 高知県から整備局へ伝送した前項二、三は、整備局の内部（本省、他地整、下部機関等を含む）及び内閣府と共有し、活用できるものとする。ただし、当該映像情報等をその他の機関へ配信、マスコミ等へ公開する場合には、高知県の許可を得るものとする。

(費用負担)

第4条 協定第5条に基づく施設の維持管理に要する費用は、整備局の施設については整備局が負担するものとし、高知県の施設については、高知県が負担するものとする。

(運用管理)

第5条 乙は、情報提供ネットワークに接続する施設等の運用にあたっては、適切な運用管理を行うものとする。また、将来高知県の防災情報ネットワークの接続などで情報提供ネットワークの改良等が必要となる場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(工事作業等の事前手続)

第6条 甲は、映像情報等の提供に必要な施設の設置及び改良等を行う場合は、事前に作業計画書を乙に提出し了解を得るものとする。なお、緊急に対応を必要とする場合は、口頭により事前手続を行うことができるものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、情報提供ネットワークの運用を効率よく円滑に進めるために、連絡体制を定めるものとし、変更が生じた場合には、その都度、甲又は乙に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この細目協定の有効期間は、平成24年1月31日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引き続きこの細目協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この細目協定に定めのない事項又はこの細目協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

附 則

1. この細目協定は、平成18年3月1日から施行する。
2. この細目協定は、平成24年1月31日に改定する。なお、「情報提供ネットワーク構築に関する確認書」(平成18年3月16日交換)は、この細目協定の改定をもって失効するものとする。

この細目協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年1月31日

甲 高松市サンポート3番33号
国土交通省四国地方整備局
企画部長



乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県
土木部長



